

広島県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年五月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道瀬野呉線	安芸郡熊野町萩原七丁目六三五六番一地从先から安芸郡熊野町萩原七丁目五七一〇番一地先まで	平成二十五年四月三〇日